

第4節 良好な景観の形成

1 県土の景観の形成

1-1 景観

本県は、山地・山脈、中山間地、農地、河川、海・海岸等といった多様な自然景観に加え、街道、歴史的まちなみ、集落といった歴史・文化的景観や市街地等の社会・経済的景観によって形成されています。

本県では、景観づくりの基本となる「三重県景観づくり条例」を平成19(2007)年10月20日に制定するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を平成20(2008)年4月1日から運用し、届出制度を通じた良好な景観づくりを推進しています。

また、市町や地域が主体となって取り組む景観づくりを支援しています。現在県内9市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。

さらに、公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとしています。

1-2 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な設置は自然や街の景観を損なうことになりかねず、また、転倒や落下により、歩行者等が危害にさらされるおそれもあります。このため、「三重県屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、必要な規制・指導を行っています。

また、「三重県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物沿道景観地区として、8地区を指定し、良好な景観形成を積極的に推進しています。(表2-4-1)

表2-4-1 屋外広告物沿道景観地区(平成29年度末)

地区名	場所
長島 屋外広告物沿道景観地区	県道水郷公園線の国道1号との交点から桑名市長島町松蔭と同町浦安の字界までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。
伊勢志摩 屋外広告物沿道景観地区	国道167号の国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間(国道42号との重複区間を含む。)及び当該区間の両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
伊勢志摩 屋外広告物沿道景観B地区	伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋までの区間及び当該区間に接する敷地を含む。
伊勢志摩 屋外広告物沿道景観C地区	国道167号のうち、志摩市阿児町鷺方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から志摩市阿児町鷺方の国道260号との赤松ヶ谷交差点までの区間及び国道260号のうち、志摩市阿児町鷺方の国道167号との赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
奥伊勢 屋外広告物沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
紀北 屋外広告物沿道景観地区	国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
紀南 屋外広告物沿道景観地区	国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
国道311号 屋外広告物沿道景観地区	国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。

1-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を生かし地区住民の合意のもとに建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細かなまちづくりを推進しています。

1-4 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都市における自然景観の形成を図っています。

1-5 地域の特性を生かした景観形成の推進

(1) 景観形成施策の展開

景観法に基づく「三重県景観計画」を策定し、平成20(2008)年4月1日から運用しており、地域の特性を生かした景観づくりを県内全域で展開するため、次の取組を実施しています。

① 市町における景観づくりの促進

市町における主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観アドバイザーや職員の派遣などを行います。

② 景観づくりに関する普及・啓発

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚、啓発を図るため、景観交流会への景観アドバイザーの派遣などを行います。

平成29(2017)年度の景観アドバイザー等派遣実績は計2件でした。

(2) 地域の特性を生かした景観まちづくりの実施

地域の創意工夫やニーズを反映した県民満足度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良好な景観や歴史的なまちなみなどの地域資源に配慮した県有施設の整備済箇所について積極的に情報発信を行い、まちの良好な景観形成を推進します。

1-6 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創出

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、また文化・歴史・特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、「休憩施設」と「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成30(2018)年4月末現在、登録されている「道の駅」は全国で1,145駅、県内では18駅あります。(表2-4-2)

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間の一つです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表2-4-2 三重県内で登録されている「道の駅」(平成30年4月末現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主)甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号
津かわげ	津市	国道23号
熊野・花の窟	熊野市	国道42号
熊野・板屋九郎兵衛の里	熊野市	国道311号

表2-4-3 街路の整備状況 交付金事業(平成29年度)

路線名	都市名
松阪公園大口線外1線	松阪市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市
伊賀上野橋新都市線	伊賀市
外宮度会橋線	伊勢市

2 農山漁村景観の保全・創出

2-1 農村地域における生活環境の改善

農村地域の環境保全において、多面的機能支払などにより、さまざまな主体が参加する環境保全活動などを支援することで、地域を支える活動の担い手を育成しています。

平成29(2017)年度は、農道(5地区)や農業集落排水施設(2地区)の整備により、農村地域における利便性の向上や生活環境の改善を進めました。

2-2 中山間地域等の支援

「中山間地域等直接支払」は、農業の多面的機能の維持増進に向け、中山間地域等における農業生産活動の不利を補正する制度です。

平成29(2017)年度には、219集落の1,706haで営農の継続による多面的機能の維持に向けた支援を進めました。

2-3 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

県内における松くい虫被害は、長期的には昭和56(1981)年をピークに年々減少し、平成29(2017)年度はピーク時の約3%になっています。

しかし、高温小雨の気候が続けば、再び被害が拡大するおそれもあり、なお予断をゆるさない状況にあります。松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しました。

2-4 漁村・漁港環境の整備

平成29(2017)年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落排水処理施設等の整備を1地区(相賀浦：平成28(2016)年度繰越)で実施し、完了しました。

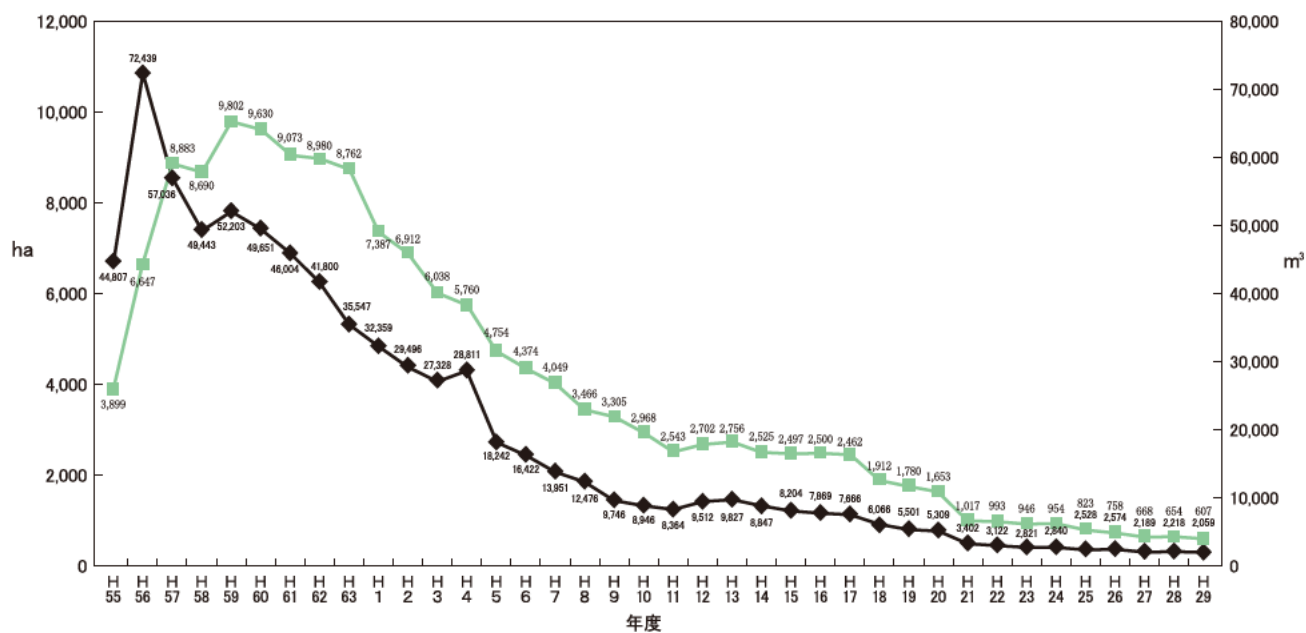


図2-4-1 三重県下松くい虫被害の推移



表2-4-4 森林病虫害等の防除状況 (平成29年度)

実施主体	内容
市町	予防措置 (地上散布 8.5 ha) 駆除措置 (特別伐倒駆除 3.2 m³)